

● 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程
(平成18年3月28日 05規程第69号)

改正	平成19年	3月20日	06規程第	32号
改正	平成19年12月	11日	07規程第	28号
改正	平成20年	1月8日	07規程第	29号
改正	平成20年	4月1日	08規程第	1号
改正	平成20年	7月1日	08規程第	27号
改正	平成20年	7月1日	08規程第	32号
改正	平成21年	5月19日	09規程第	2号
改正	平成21年	6月16日	09規程第	10号
改正	平成21年11月	24日	09規程第	27号
改正	平成22年	3月16日	09規程第	32号
改正	平成22年11月	30日	10規程第	13号
改正	平成23年	3月29日	10規程第	70号
改正	平成24年	4月5日	12規程第	2号
改正	平成24年	6月19日	12規程第	14号
改正	平成24年11月	20日	12規程第	31号
改正	平成25年	3月19日	12規程第	87号
改正	平成25年12月	11日	13規程第	16号
改正	平成26年	3月20日	13規程第	36号
改正	平成26年	9月2日	14規程第	23号
改正	平成26年11月	27日	14規程第	38号
改正	平成27年	3月6日	14規程第	49号
改正	平成27年12月	8日	15規程第	25号
改正	平成28年	2月23日	15規程第	36号
改正	平成28年	3月29日	15規程第	118号
改正	平成28年12月	6日	16規程第	15号
改正	平成29年	3月28日	16規程第	64号
改正	平成29年	3月31日	16規程第	86号
改正	平成29年12月	26日	17規程第	26号
改正	平成30年12月	25日	18規程第	17号
改正	令和元年	12月27日	19規程第	17号
改正	令和2年	3月31日	19規程第	35号
改正	令和3年	2月24日	20規程第	14号
改正	令和3年	3月30日	20規程第	85号
改正	令和4年	2月1日	21規程第	23号
改正	令和4年	3月16日	21規程第	39号
改正	令和4年	5月26日	22規程第	2号
改正	令和4年12月	13日	22規程第	15号
改正	令和4年12月	20日	22規程第	21号

改正	令和	5年	9月	5日	23	規程第	11	号
改正	令和	6年	1月	16日	23	規程第	26	号
改正	令和	6年	2月	13日	23	規程第	32	号
改正	令和	6年	6月	4日	24	規程第	4	号
改正	令和	6年	6月	25日	24	規程第	24	号
改正	令和	7年	2月	20日	24	規程第	75	号
改正	令和	7年	3月	27日	24	規程第	83	号

目次

第1章	総則	(第1条—第4条)
第2章	本給	(第5条—第7条)
第3章	手当等	(第8条—第28条)
第4章	給与の減額及び不支給	(第29条—第37条)
第5章	雑則	(第38条—第39条)
附則		

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員就業規則（05規程第74号。以下「就業規則」という。）第34条の規定により、パーマネント職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第2条 この規程に基づく職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接その職員に支給する。

- 2 いかなる給与も、この規程に基づかずに職員に対し支給しない。
- 3 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 4 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につきその者の自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって給与を支給することができる。

(給与の構成等)

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

- 2 本給は、月額として定める。
- 3 第1項の諸手当は、職責手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、テレワーク手当、単身赴任手当、資格手当、研究員特別手当、上級職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜労働手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、在勤手当、裁量労働調整額、報奨金及び一時金とする。
- 4 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員等労働時間、休憩、休日及び休

暇規程（〇五規程第76号。以下「労働時間規程」という。）第20条第1項に規定する管理監督職員には、第3項に規定する諸手当のうち、超過勤務手当は支給しない。

- 5 本邦外に置かれる事業所に勤務する職員（第9条第5項において「在外職員」という。）には、第3項に規定する諸手当のうち、扶養手当、研究員特別手当、上級職手当、超過勤務手当、深夜労働手当、期末手当、勤勉手当、在勤手当、報奨金及び一時金以外の手当は支給しない。

（給与の支給定日及び支給方法）

第4条 給与（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、報奨金及び一時金を除く。）の支給定日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の月額的全額を支給する。16日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この項において「休日」と総称する。）に当たるときは15日（その日が休日に当たるときは17日以後の最初の休日でない日）とする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第25条による非常の場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

- 2 前項の支給定日に支給する給与は、当月分の本給、職責手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、資格手当、研究員特別手当、上級職手当及び裁量労働調整額並びに前月分の通勤手当（第14条第5項を適用する場合を除く。）、テレワーク手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び深夜労働手当とする。

- 3 新たに職員となった者には、その日から当該月の末日までの分の給与を、新たに職員となった日とその月の支給定日より前の日である場合には原則としてその月の支給定日に、新たに職員になった日とその月の支給定日より後の日である場合には当該新たに職員になった日の翌月の支給定日に支給する。

- 4 昇給、降給等により給与の額に異動が生じた職員には、異動が生じた日から新たに定められた本給を、異動が生じた日以後の最も近い支給定日に支給する。

- 5 職員が退職したときは、その日までの給与を退職の日以後の最も近い支給定日に支給する。

- 6 職員が死亡したときは、その月までの給与を死亡の日以後の最も近い支給定日に支給する。

- 7 第3項から第5項までの規定により給与を支給する場合であって、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日からの分について支給するとき以外のとき又はその期間の末日までの分について支給するとき以外のときは、その本給、職責手当、地域手当、研究員調整手当及び裁量労働調整額は、その期間の日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 8 職員が出産、疾病、災害その他の労基法第25条の厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を前項に規定する日割計算により支給する。

- 9 前2項の規定により算出した各手当の日割額に1円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り上げたものを各手当の額とする。

第2章 本給

(本給表)

第5条 本給は、次の各号に掲げる本給表のとおりとし、それぞれ当該各号に定める職員に適用するものとする。

- 一 研究職本給表（別表第1） 研究開発の実施若しくは指導、研究開発に関する知識・経験を要する研究開発の企画若しくは支援又は高度な技術を要するサービス若しくは情報の提供の業務に従事する職員（ただし、第4号に規定する職員を除く。）
- 一の二 研究技術職本給表（別表第2） 研究開発に関して高度な専門的知識又は技能等を有し、当該知識又は技能等を要する業務に従事する職員（ただし、第5号に規定する職員を除く。）
- 二 総合職本給表（別表第3） 前2号、第4号及び第5号に掲げる職員以外の職員であって、組織の管理、企画等の高度の知識、技術又は経験等を必要とする業務に従事する職員（ただし、第6号に規定する職員を除く。）
- 三 一般職本給表（別表第4） 前3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる職員以外の職員（ただし、第7号に規定する職員を除く。）
- 四 上級研究職本給表（別表第5） 研究開発の実施若しくは指導、研究開発に関する知識・経験を要する研究開発の企画若しくは支援又は高度な技術を要するサービス若しくは情報の提供の業務に従事する職員のうち国立研究開発法人情報通信研究機構における管理監督職の任用の特例に関する運用細則（23細則第3号。以下「特例に関する運用細則」という。）第2条に基づき指定されている職員
- 五 上級研究技術職本給表（別表第6） 研究開発に関して高度な専門的知識又は技能等を有し、当該知識又は技能等を要する業務に従事する職員のうち特例に関する運用細則第2条に基づき指定されている職員
- 六 上級総合職本給表（別表第7） 第1号、第1号の2及び前2号に掲げる職員以外の職員であって、組織の管理、企画等の高度の知識、技術又は経験等を必要とする業務に従事する職員のうち特例に関する運用細則第2条に基づき指定されている職員
- 七 上級一般職本給表（別表第8） 第1号、第1号の2、第2号及び前3号に掲げる職員以外の職員のうち特例に関する運用細則第2条に基づき指定されている職員
(職務の級及び号給の決定)

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、国立研究開発法人情報通信研究機構初任給、昇格、昇給等基準規程（04規程第52号。以下「昇格・昇給規程」という。）で定める。

- 2 職員の職務の級は、昇格・昇給規程に定めるところにより決定する。
- 3 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、昇格・昇給規程に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇格・昇給規程に定めるところにより決定する。

(昇給)

- 第7条 職員の昇給は、1月1日に、同日が属する事業年度の前の事業年度（以下「昇給前事業年度」という。）におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として昇格・昇給規程に定めるところにより決定するものとする。
 - 3 55歳を超える職員（研究職本給表若しくは研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの、総合職本給表若しくは一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、上級研究職本給表、上級研究技術職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、昇給前事業年度におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇格・昇給規程で定める基準に従い決定するものとする。
 - 4 研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの又は総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものの昇給は、昇給前事業年度におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇格・昇給規程で定める基準に従い決定するものとする。
 - 5 理事長が特に必要と認める場合においては、前各項の規定にかかわらず、その現に受ける号給より上位の号給に昇給させることができる。
 - 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第3章 手当等

(職責手当)

- 第8条 職責手当は、職務の責任の度合に応じた手当として、職名の区分により別表第9に定める額を支給する。
- 2 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の職責手当は、支給しない。
 - 3 職員が兼務等により複数の職責区分を有する場合は、その職責区分が最上位となる区分の職責手当を支給する。
 - 4 一の職名の区分に対応する職責区分が複数存在する場合は、その者におかれる職務の責任の度合いに応じて個別に決定する。
 - 5 国家公務員等（国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員退職手当規程（05規程第73号）第15条に規定する国家公務員等をいう。以下この項において同じ。）が国等の機関の要請に応じて引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者に対する職責手当の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第9の職責区分が0-2種に該当する者にあつては、150,000円と、I種に該当する者にあつては140,000円と、II種に該当する者にあつては135,000円と、

Ⅲ種に該当する者にあつては125,000円とする。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「研究職6級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究職5級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この条及び次条において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の変更)

第10条 新たに職員となった者に扶養親族（研究職6級職員等にあつては扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（研究職6級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究職6級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては当該職員が退職し、又は死亡した日、研究職6級職員等以外の職員から研究職6級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある研究職6級職員等が研究職6級職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある研究職5級職員等が研究職5級職員等及び研究職6級職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で研究職6級職員等以外のものが研究職6級職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で研究職5級職員等及び研究職6級職員等以外のものが研究職5級職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で研究職5級職員等及び研究職6級職員等以外のものが研究職5級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

- 第11条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第10に掲げる地域に在勤する総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第10に掲げる在勤地の区分に応じて同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別表第10に掲げる地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第10に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による。）を本給、職責手当及び扶養手当の日額の合計額に乗じた額を支給する。ただし、当該職員が、当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他細則に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、細則に定めるところによる。
- 4 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員出向規程（05規程第91号）第2条第2項第3号に規定する転籍出向をしていた職員が、当該転籍出向を終了し、職員として採用された場合であって、当該採用の日の前日に在勤していた地域と当該採用の直後に在勤する地域を異にするときは、当該採用をもって前項の「在勤する地域を異にして異動した場合」とみなして前項の規定を適用する。
- 5 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）に使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き本規程の適用を受ける職員となった場合であって、人事交流等採用の事情、当該職員となった日の前日における勤務地等を考慮して地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、細則に定めるところにより、地域手当を支給する。
- 6 本給表の適用を異にする異動をしたこと又は前2項に規定する場合に該当し、採用されたことにより研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受けることとなった職員（第4項に規定する場合に該当し、採用された場合にあっては、当該転籍出向をするために機構を退職した日において総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受けていた者に限る。）に支給される次条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合が、当該職員が総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員

であるものとした場合において、当該職員に支給されることとなる地域手当の支給割合を下回る場合には、第1項の規定にかかわらず当該職員には細則に定めるところにより地域手当を支給する。

(研究員調整手当)

第12条 研究員調整手当は、研究職本給表の適用を受ける職員、研究技術職本給表の適用を受ける職員、上級研究職本給表の適用を受ける職員及び上級研究技術職本給表の適用を受ける職員に支給する。

2 研究員調整手当の月額、本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の15を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他細則に定める職員を除く。）

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして細則に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するもの）又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則に定める期間(以下「支給単位期間」という。)につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

二 国立研究開発法人情報通信研究機構テレワーク規程(11規程第25号。以下「テレワーク規程」という。)第3条第1項の許可を受けていない職員(以下「非テレワーク職員」という。)のうち前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

区 分	支 給 額
使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円

使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

二の2 テレワーク規程第3条第1項の許可を受けた職員（以下「テレワーク職員」という。）のうち前項第2号に掲げる職員 前号の表に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ前号の表に定める額を21で除して得た額に支給単位期間に通勤した日数を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）で、かつそれぞれ前号に定める額を超えない額

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則に定める区分に応じ、第1号及び第2号又は第1号及び第2号の2に定める額の合計額

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、通勤事情の実態等に照らして、理事長が特に必要であると認めた場合においては、次の各号と異なる取扱いをすることができる。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）。

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった者のうち、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則に定めるものの通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号及び第2号の2に定める額並びに特別料金

等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（細則に定める通勤手当にあっては、細則に定める期間）に係る最初の月の翌月の細則に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則に定める額を返納させるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は細則に定める。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、月の初日に新たに採用された職員（テレワーク規程第3条第1項の許可を受け、採用された月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。）は採用された日からテレワーク開始日前日までの期間は本規程においてはテレワーク職員とみなす。新たに通勤手当を支給される職員又は通勤手当の支給を受けている職員につき、月の初日に主たる業務について異動が生じた職員（テレワーク規程第3条第1項の許可を受け、異動した月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。）についても同様とする。

（テレワーク手当）

第14条の2 テレワーク手当は、テレワーク規程第3条第1項の許可を受けテレワークを行った職員に支給する。

- 2 テレワーク手当の額はテレワークを行った日（1日の労働時間の一部について在勤する勤務場所にて勤務を行った日を除く。）1日につき、200円とする。
- 3 テレワーク手当の額は1か月につき、21から同一月で出勤した日数を控除した数に200円を乗じて得た額を上限とする。
- 4 テレワーク手当は、通勤手当の支給を受けている職員がテレワーク規程第3条第1項の許可を受け、非テレワーク職員からテレワーク職員へ変更された場合は、許可を受けたテレワーク開始日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から支給する。

（単身赴任手当）

第15条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則に定め

る距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則に定める額を加算した額)とする。

- 3 新たに職員として採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(資格手当)

- 第16条 資格手当は、法令等により機構として選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員であって、当該職員を選任した場合には、細則に定めるところにより支給する。

(研究員特別手当)

- 第16条の2 研究員特別手当は、国立研究開発法人情報通信研究機構特定研究開発課題に関する規程第4条第1項及び同条第3項で特定研究員又は特定研究技術員に指定された場合に、次の区分により定める額を支給する。

区 分	支 給 額
S 3 種	1,500,000円
S 2 種	1,000,000円
S 1 種	750,000円
A 種	500,000円
B 種	400,000円
C 種	300,000円
D 種	200,000円
E 種	100,000円
F 種	50,000円

- 2 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の研究員特別手当は支給しない。
- 3 月の初日からの分について支給するとき以外るとき又は月の末日までの分について支給するとき以外るときは、その日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により算出した手当の日割額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げたものを研究員特別手当の額とする。

(上級職手当)

- 第16条の3 上級職手当は上級研究職本給表の適用を受ける職員、上級研究技術職本給表の適用を受ける職員、上級総合職本給表の適用を受ける職員及び上級一般職本給表の適用を受ける職員に支給する。

- 2 上級職手当の月額は、50,000円とする。

- 3 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の上級職手当は支給しない。
- 4 月の初日からの分について支給するとき以外のとき又は月の末日までの分について支給するとき以外のときは、その日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前項の規定により算出した手当の日割額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げたものを上級職手当の額とする。

(特殊勤務手当)

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて細則に定める特殊勤務手当を支給する。

(超過勤務手当)

第18条 超過勤務手当は、労働時間規程第3条に規定する所定労働時間（同規程第6条第1項に規定するフレックスタイム職員にあっては、同規程第8条に規定する清算期間における総労働時間）を超えて労働した全時間について、労働1時間につき、第20条に規定する労働1時間当たりの給与額（以下単に「労働1時間当たりの給与額」という。）に次の各号に掲げる労働の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）の労働については、深夜割増として更に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

- 一 労働時間規程第15条第1項又は第16条第1項に規定する時間外労働 100分の125
 - 二 労働時間規程第14条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる日（同規程第17条第1項（同規程同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）における労働 100分の125
 - 三 労働時間規程第14条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる日（同規程第17条第1項（同規程同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）における労働 100分の135
- 2 一の月における前項各号の労働時間（労働時間規程第14条第1項第1号に掲げる日における労働に係る時間を除く。）の合計が60時間を超えるものであるときは、当該超える時間1時間につき、労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項の規定により支給する額に加算して支給する。

(裁量労働制の適用者の休日労働及び深夜労働に係る超過勤務手当)

第18条の2 裁量労働制の適用者が所定休日（労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）に労働した場合は、超過勤務手当として、労働1時間当たりの給与額に前条第2号又は第3号に規定する割合（深夜の労働については、深夜割増として更に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

2 裁量労働制の適用者が所定労働日（労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を含む。）において深夜に労働した場合は、超過勤務手当として、その深夜の時間につき労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（深夜労働手当）

第19条 管理監督職員が深夜に労働した場合は、その全時間について、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（労働1時間当たりの給与額）

第20条 前3条及び第27条の2に規定する労働1時間当たりの給与額は、本給（この規程及び機構の他の規程の規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給とする。）及び諸手当（労基法第37条第4項の規定により割増賃金の基礎となる賃金に算入しない手当を除く。）の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、4月1日とする。

（端数計算）

第21条 第11条の規定により算定した地域手当の額又は第12条の規定により算定した研究員調整手当の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。他の手当等の算出の基礎額等として使用する場合も同様とする。

2 第18条又は第18条の2の規定により算定した超過勤務手当の額、第19条の規定により算定した深夜労働手当の額並びに第27条の2の規定により算定した裁量労働調整額の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条まで及び附則第17条第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則に定める日（次条及び第24条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第7項の規定の適用を受ける職員及び細則に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表7級以上である者又は研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6か月 100分の100

二 5か月以上6か月未満 100分の80

三 3か月以上5か月未満 100分の60

四 3か月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第17条第4項において同じ。）において当該職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上で細則に定めるもの、総合職本給表又は一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である者及び上級研究職本給表、上級研究技術職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（労働時間規程第20条第1項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給に100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則に定める。

（期末手当の不支給）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条第1号に掲げる懲戒解雇又は第2号に掲げる諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差し止め）

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実

施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した処分説明書を交付しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他一時差止処分を取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、細則に定める。
（勤勉手当）

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17条第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の勤務期間及び次の各号に掲げる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（細則に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 基準日が6月1日 基準日の属する年度の前年度の10月1日から3月31日までの期間
 - 二 基準日が12月1日 基準日の属する年度の4月1日から9月30日までの期間
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が職員の勤務期間及び勤務成績の区分に応じて細則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれの基準日について、職員の勤勉手当基礎額に職員が基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17条第5項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えることができない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員であって第1項各号に掲げる期間における勤務実績のないものについては、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。
 - 4 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき本給並びにこれに対

する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額とする。

5 第22条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前2条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する細則に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第26条 寒冷地手当は、寒冷及び積雪の度合を考慮して細則に定めるところにより支給する。

（在勤手当）

第26条の2 在勤手当は、本邦外に置かれる事業所に勤務する職員に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の適用を受ける外務公務員の給与を考慮して、細則に定めるところにより支給する。

第27条 削除

（裁量労働調整額）

第27条の2 裁量労働調整額は、裁量労働制の適用者に支給する。この場合において、裁量労働調整額として支給された額に相当する額の超過勤務手当が支給されたものとみなす。

2 裁量労働調整額の月額は、労働1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の14.5倍に相当する額とする。

3 裁量労働制の適用者が、労働時間規程第11条の3の規定による裁量労働制の適用の一時中断が行われることとなるときは、裁量労働制の適用を受けている期間の日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 裁量労働制の適用者が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の裁量労働調整額は支給しない。

（報奨金）

第27条の3 報奨金は、国立研究開発法人情報通信研究機構表彰規程第3条第2項に規定する最優秀賞である成績優秀表彰を受けた者に支給することができる。

2 報奨金の支給額については、細則の定めるところにより、理事会において審議し、理事長が決定する。

3 その他、報奨金の支給に必要な事項は、細則に定めるところによる。

（一時金）

第28条 理事長が特に必要と認める場合は、細則に定めるところにより一時金を支給す

ることができる。

第4章 給与の減額及び不支給

(給与の減額)

第29条 職員が労働しないときは、次の各号に定める期間を除き、その労働しない1時間につき、労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 一 就業規則第23条ただし書の規定による組合活動の場合
- 二 労働時間規程第13条又は第23条の規定により職務専念義務が免除された期間
- 三 労働時間規程第20条第2項の規定により労働しない期間
- 四 労働時間規程第24条第1項の規定による年次有給休暇を使用した期間
- 五 労働時間規程第28条第1項の規定による特別休暇が承認された期間（第6号又は第7号に掲げる休暇については申出に係る期間）。ただし、同項第10号又は第21号に掲げる休暇については次の期間に限る。

(1) 第10号に係る暦日2日までの承認された期間

(2) 第21号に係る1日単位で承認された期間

六 労働時間規程第29条の規定による病気休暇が承認された期間

2 前項に規定する労働1時間当たりの給与額の算定については、第20条及び第21条第2項の規定を適用する。

3 第1項の規定は、第31条から第37条までの規定により給与を支給しない場合には、適用しない。

(給与の半減)

第30条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は国立研究開発法人情報通信研究機構安全衛生管理規程（04規程第11号）第32条の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該病気休暇又は就業禁止の措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き労働しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は就業禁止の措置に係る日につき、本給の半額を減ずるものとする。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上の負傷若しくは疾病（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき業務上の災害と認定されたものに限る。）又は通勤による負傷若しくは疾病（同法に基づき通勤による災害と認定されたものに限る。）により、就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項に規定するもの以外の心身の故障により就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれ

ぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が就業規則第42条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第42条第1項第3号から第5号までに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、総務部通知で定めるところにより、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第42条第1項の規定により休職にされた職員には、機構の他の規程に別段の定めがない限り、第2項から前項までに規定する給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する事由に該当して休職にされた職員が、それぞれ当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該基準日に係る同項に規定する支給日に、それぞれ当該各項に規定する割合による額の期末手当を支給することができる。
- 8 第23条及び第24条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第31条第7項」と読み替えるものとする。

(出勤停止の場合の給与)

第32条 職員が、就業規則第57条第4号に掲げる出勤停止となった場合は、その期間中給与を支給しない。

(専従の場合の給与)

第33条 就業規則第28条ただし書に規定する理事長の許可を受けた職員には、当該許可を受けて労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事する期間中給与を支給しない。

(育児休業期間中の給与)

第34条 国立研究開発法人情報通信研究機構育児休業及び介護休業規程（05規程第80号。以下「育児・介護規程」という。）の規定により育児休業をしている職員には、当該育児休業の期間中給与を支給しない。

- 2 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（総務部通知で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児・介護規程の規定により育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与については、昇格・昇給規程に定めるところによる。

(介護休業期間中の給与)

第35条 育児・介護規程の規定により介護休業をしている職員には、当該介護休業の期

間中給与を支給しない。

2 育児・介護規程の規定により介護休業をした職員が職務に復帰した場合の給与については、昇格・昇給規程に定めるところによる。

(労災休暇期間中の給与)

第36条 労働時間規程第28条第1項第21号の規定による特別休暇（以下「労災休暇」という。）が承認された職員には、当該休暇のうち第29条第1項第5号（2）に係る期間中、給与を支給しない。

(日割りによる給与の支給)

第37条 第31条の休職、第32条の出勤停止、第33条の専従、第34条の育児休業、第35条の介護休業又は前条の労災休暇の期間を含む月に係る給与の支給については、第4条第7項の規定を準用する。

第5章 雑則

(苦情の申立て)

第38条 この規程に基づく給与の決定に関して苦情のある職員は、国立研究開発法人情報通信研究機構苦情処理規程（04規程第100号）第3条第4項の規定に基づき苦情処理機関に申し立てることができる。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(権利義務の承継)

第2条 この規程の施行日の前日において機構の常勤職員であった者が引き続き施行日においてこの規程の適用を受けることとなった場合において、当該職員の当該施行日の前日における権利、義務、処分、期間通算その他これに類するものについては、この規程の規定に反するものを除き、承継する。

(職務の級の切替え)

第3条 この規程の施行日の前日において廃止前の独立行政法人情報通信研究機構職員給与規程（04規程第9号。以下「旧規程」という。）第5条第1項第1号に掲げる研究職本給表又は第2号に掲げる総合職本給表（以下「旧本給表」という。）の適用を受けていた常勤職員であった者であって、引き続き施行日においてこの規程の適用を受ける職員となった者の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じて附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、総務部通知で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第4条 前条に規定する職員（次項及び次条に規定する職員を除く。）の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（総務部通知で

定める職員にあつては、総務部通知による期間。以下「経過期間」という。) に応じて附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

- 2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3の新号給欄に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える本給等の切替え)

第5条 附則第3条に規定する職員のうち施行日の前日において旧本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給を受けていた者の施行日における号給及び本給については、総務部通知で定めるところによる。

(施行日前に異動した者の号給の調整)

第6条 附則第3条に規定する職員のうち施行日前に職務の級を異にして異動した者及び総務部通知で定めるこれに準ずる者の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総務部通知で定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日において施行日の前日から引き続き同じ名称の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給の額が施行日の前日において受けていた本給の額(平成22年改正規程(10規程第13号)の施行の日において、本給月額が減額した職員については、平成18年改正規程(05規程第69号)の施行前日に受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(総務部通知で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、本給のほか、その差額に相当する額(附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- 2 施行日において施行日の前日から引き続き異なる名称の本給表の適用を受ける職員について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、総務部通知で定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 3 施行日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、総務部通知で定めるところにより、前2項の規定に準じて本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における規程の適用に関する特例)

第8条 平成22年3月31日までの間におけるこの規程の規定の適用については、第7条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、同条第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第9条 この規程の施行の際現に旧規程第12条第3項の規定による調整手当(以下この条及び次条において「調整手当異動補償」という。)の支給を受けている職員(この規程の施行により新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる職員を除く。)に対する地域手当の支給については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該調整手当異動補償に係る異動の日から3年を経過するまでの間(第11条第1項に規定す

る地域手当の支給割合が調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合以上となる場合には、この限りでない。)、当該調整手当異動補償に係る支給割合を地域手当の支給割合として支給する。

- 2 施行日の前日において旧規程第12条第1項の規定による調整手当の支給を受けていた職員が施行日にその在勤する勤務場所を異にして異動した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が第11条第1項で定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間(第11条第1項に規定する地域手当の支給割合が調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合以上となる場合には、この限りでない。)、当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合を地域手当の支給割合として支給する。ただし、当該職員が、当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

(研究員調整手当に関する経過措置)

第10条 この規程の施行の際現に調整手当異動補償の支給を受けている職員が、この規程の施行により新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる場合において、当該調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合が第12条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回ることとなるときは、当該職員には、第12条第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間において当該調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合が第12条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回る間、当該調整手当異動補償に係る支給割合を研究員調整手当の支給割合として支給する。

- 2 施行日の前日において旧規程第12条第1項の規定による調整手当の支給を受けていた職員が施行日に新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる場合において、当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合が第12条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回ることとなったときは、当該職員には、第12条第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間において当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合が第12条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回る間、当該旧調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合を研究員調整手当の支給割合として支給する。

(超過勤務手当に関する経過措置)

第11条 次の表の職員の区分欄に掲げる職員に対する超過勤務手当の支給については、第18条の規定にかかわらず、当該区分に応じ、経過措置期間欄に掲げる期間に支給する給与において、同表の金額欄に掲げる額の超過勤務手当の前払いを行うものとする。ただし、休暇、休業その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって労働しないこととなる場合は、その月の超過勤務手当の前払いは行わない。

職員の区分	経過措置期間	金額欄
-------	--------	-----

研究マネージャー又は主任研究員である職員	平成20年3月まで	第18条第1号に掲げる時間外労働15時間分に相当する超過勤務手当の額
研究員である職員	平成20年3月まで	第18条第1号に掲げる時間外労働10時間分に相当する超過勤務手当の額

2 前項に規定する超過勤務手当の前払いについては、当該前払いを行った月の時間外労働及び休日労働の時間数が当該前払いを行った時間数を上回る又は下回ることが明確となったときは、その上回る又は下回る時間数に対応する額を翌月において精算するものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第12条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第25条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第13条 平成21年改正規程(09規程第27号)の施行の日において、本給月額が減額した職員に、平成21年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.8」と「100分の130」とあるのは「100分の122.8」とする。

(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第14条 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第15条 平成22年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成22年改正規程(10規程第13号)の施行の日において、本給月額が減額した職員に、平成22年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の132.4」と「100分の117.5」とあるのは「100分の112.4」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第16条 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第16条の2 職員のうち、平成24年改正規程（12規程第2号）の適用日の前日から引き続き在職する者（その者に適用される別表第1（研究職本給表）又は別表第3（総合職本給表）の号給に定める額が同改正規程の施行に伴い改正された者に限る。）に対する平成24年6月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の116.5」と「100分の102.5」とあるのは「100分の96.5」とする。

（給与規程の特例）

第16条の3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する本給（附則第7条の規定による本給を含み、当該職員が第30条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給（附則第7条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
研究職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
総合職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77

2 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 職責手当 当該職員の職責手当の月額に100分の10（職責手当の月額が別表第4に規定する職責区分（以下単に「職責区分」という。）Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率）を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に100分の10（職責手当の月額が職責区分Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率）を乗じて得た額

三 研究員調整手当 当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に、100分の10（職責手当の月額が職責区分Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率）を乗じて得た額

四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得

た額

五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

六 第31条第2項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 第31条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

(2) 第31条第4項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(3) 第31条第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(4) 第31条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、第18条から第19条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当並びに職責手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、附則第17条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第6号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から附則第17条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から附則第17条第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から附則第17条第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第17条第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第17条第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号(1)及び(2)中「前項及び第2号から第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号」と、同号(3)中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号(4)中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第18条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(55歳以上の職員に対する特例措置)

第17条 平成30年3月31日までの間、職員（その職務の級が総合職本給表6級以上である者、研究職本給表5級以上である者又は研究技術職本給表5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達し

た日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額に達しない場合（以下この条から附則第19条までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この条及び次条において「本給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）

四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第22条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（第25条第5項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第19条において「勤勉手当減額

対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の合計額(同条第5項において準用する第22条第4項の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の2.5を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第19条において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

六 第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 第31条第1項 前各号に定める額
- (2) 第31条第2項又は第3項 第1項から第4項までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 第31条第4項 第1項から第3項までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (4) 第31条第5項 第1項から第4項までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (5) 第31条第7項 第4項に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

第18条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第19条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1年間の所定労働時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

第19条 附則第17条の規定が適用される間、第25条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275(特定幹部職員にあつては、100分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425(特定幹部職員にあつては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)、12月に支給するときは100分の95(特定幹部職員にあつては100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成19年3月20日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月11日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（勤勉手当の総額に関する特例）

第2条 平成19年6月1日を基準日とする勤勉手当の総額についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

2 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当の総額についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規程の規定を適用する場合においては、改正前のこの規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成20年1月8日）

この規程は、平成20年1月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成21年5月19日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の第25条第1項及び第3項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例）

第3条 平成21年6月1日を基準日とする勤勉手当についての第25条第1項第1号の規定の適用については、同項中「基準日の属する年度の前年度の10月1日から3月31日までの期間」とあるのは、「基準日の属する年度の前年度の期間」とする。

附 則（平成21年6月16日）

この規程は、平成21年6月16日から施行し、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について適用する。

附 則（平成21年11月24日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(出向手当に関する経過措置)

第2条 この規程の施行の際現に出向手当の支給を受けている職員が、この規程の施行により新たに第8条第1項に規定する職責手当の支給を受けることとなる場合において、当該職責手当の支給額が当該出向手当の支給額に達しないこととなるときは、当該職員に支給する職責手当の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該出向が終了するまでの間において、当該出向手当の支給額に相当する額とする。ただし、当該相当する額が、別表第4に規定する職責区分I種の額を超えるときは、当該職責区分I種の額とする。

附 則 (平成22年11月30日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第25条第2項及び附則第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第2条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第17条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年改正規程(10規程第13号)施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する読替え)

第3条 平成22年12月に支給する勤勉手当の改正後の附則第19条の規定の適用については、同条中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において附則第8条の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月5日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(第4号に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

一 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のい

いずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

二 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかのみ昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

三 調整日において30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

四 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の2以上の昇給において附則第8項の規定の適用を受けた職員（前号に掲げる職員を除く。）

2 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であって、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成24年6月19日）

この規程は、平成24年6月19日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（平成24年11月20日）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号給の調整）

第2条 平成25年4月1日において39歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれか2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

2 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であって、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成25年12月11日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

第2条 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれの昇給においても附則第8条の規定の適用を受けた職員

二 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれか2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

三 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

2 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であって、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成26年9月2日）

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年11月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第1、別表第2及び第14条第2項第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第2条 平成27年3月31日までの間における第7条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則（平成27年3月6日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 この規程の施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給することができる。

3 この規程の施行日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めるときは、

当該職員には前2項の規定に準じて本給を支給することができる。

附 則（平成27年12月8日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（本給表の適用の変更に伴う職員の職務の級等の切替え）

第2条 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において研究職本給表の適用を受けていた職員のうち、切替日において研究技術職本給表の適用を受けることとなる職員（以下「切替職員」という。）の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた研究職本給表の職務の級の数と同一の数の職務の級とする。

2 前項の規定により職務の級を決定された職員の切替日における号給は、切替日の前日に受けていた研究職本給表の本給月額と同じ額の号給とする。

（本給表の適用変更に伴う経過措置）

第3条 切替職員が、切替日の前日において附則（平成27年3月6日）第2条の規定による本給の支給を受ける職員である場合には、同条第1項の規定に準じて本給を支給する。

附 則（平成28年2月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の第15条の規定を除き、平成27年4月1日から適用する。

（地域手当の経過措置）

第2条 第11条第1項の「別表第5」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「附則別表第1」とする。

2 第11条第6項の「研究職本給表又は研究技術職本給表」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「研究職本給表」とする。

（研究員調整手当の経過措置）

第3条 第12条第1項の「研究職本給表の適用を受ける職員及び研究技術職本給表の適用を受ける職員」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「研究職本給表の適用を受ける職員」とする。

2 第12条第2項の「100分の15」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の13」とする。

（勤勉手当の経過措置）

第4条 第25条の第2項の「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」とする。

2 附則第19条の「100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定

幹部職員にあつては100分の1.575)」と、「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員においては100分の105を乗じて得た額）」とする。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、第9条及び第10条の規定を除き、平成28年4月1日から適用する。

（扶養手当の経過措置）

第2条 第9条及び第10条の規定（いずれもこの規程による改正後のものをいう。以下、この条において同じ。）の適用について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの、研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び総合職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究職5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき、10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子、又は前条第2

項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第2項中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究職6級職員等以外の職員から研究職6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合において、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの、研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び総合職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「研究職5級職員等」という。))にあつては、3、50

0円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究職6級職員等以外の職員から研究職6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合において、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「研究職5級職員等」とあるのは「研究職5级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同項第1号中「場合(研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究職6級職員等から研究職6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究職6級職員等以外の職員から研究職6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合において、その職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職6級職員

等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（研究職6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「研究職5級職員等が研究職5級職員等及び研究職6級職員等」とあるのは「研究職5級以上職員等が研究職5級以上職員等」と、同項第6号中「研究職5級職員等及び研究職6級職員等」とあるのは「研究職5級以上職員等」と、「が研究職5級職員等」とあるのは「が研究職5級以上職員等」とする。

（勤勉手当の経過措置）

第3条 第25条の第2項の「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）」とする。

2 附則第19条の「100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあつては100分の1.65）」と、「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員においては100分の110を乗じて得た額）」とする。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成29年12月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（勤勉手当の経過措置）

第2条 第25条の第2項の「100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」とあるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において、パーマネント職員給与規程第7条2の規定により昇給した職員（以下号給抑制職員という。）、その他号給抑制職員との権衡上必要があると理事長が認めた職員の

平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないこととした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成30年12月25日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（期末手当の経過措置）

第2条 第22条第2項の「100分の130（特定幹部職員にあつては、100分の110）」とあるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の122.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（特定幹部職員にあつては100分の117.5）」とする。

（勤勉手当の経過措置）

第3条 第25条第2項の「100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）」とあるのは、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）」とする。

附 則（令和元年12月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（勤勉手当の経過措置）

第2条 第25条第2項の「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とあるのは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）」とする。

附 則（令和2年3月31日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当の経過措置）

第2条 この規程による改正後の第13条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の第13条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この条において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当

該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 この規程による改正後の第13条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額からこの規程による改正後の第13条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則 (令和3年2月24日)

(施行期日)

第1条 この規程は令和3年2月24日から施行し、改正後の第22条第2項の規定は令和2年11月30日から適用する。

(期末手当の経過措置)

第2条 第22条第2項の「100分の127.5(特定幹部職員にあつては、100分の107.5)」とあるのは、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の130(特定幹部職員にあつては、100分の110)、12月に支給する場合においては100分の125(特定幹部職員にあつては100分の105)」とする。

附 則 (令和3年3月30日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 テレワーク職員のうち施行日の前日において、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員(施行日に主たる業務について異動が生じた職員については、新たにテレワーク規程第3条第1項の許可を受け、異動した月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。)については、施行日に情報通信研究機構通勤手当支給細則(05細則第7号)第20条第1項第5号の事由が発生した職員とみなし、同条及び同細則第21条を適用する。

附 則 (令和4年5月26日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年5月31日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第22条第2項により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者であつては、当該退職をした日)における区分ごとに、127.5分の15(特定幹部職員にあつては、107.5分の15)を乗じて得た額を減じた額とする。

2 この規程に定めるもののほか、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の

実施に関し必要な事項は、人事院規則等を準用するものとする。

附 則（令和4年12月13日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月13日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（勤勉手当の経過措置）

第2条 第25条第2項の「100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）」とあるのは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定幹部職員にあっては100分の125）」とする。

附 則（令和4年12月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（60歳に達した職員の本給月額）

第2条 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、第6条の規定により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員就業規

則（05規程第74号。以下「就業規則」という。）第39条の3の規定により、同規則第39条の2第1項に規定する異動期間（同規則第39条の3の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第39条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

（管理監督職勤務上限年齢調整額等）

第4条 就業規則第39条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任又は転任（以下「管理監督職以外の職への降任等」という。）をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下この条、附則第6条及び附則第9条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この条において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（細則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

2 附則第9条第2項の適用を受ける職員であって特定日本給月額が特定日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

第5条 前条の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が第6条の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員が受ける本給月額」とする。

第6条 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4条に規定する職員を除く。）であって、同条の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、細則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

第7条 附則第4条又は前条の規定による本給を支給される職員以外の附則第2条の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、細則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

（通知）

第8条 附則第2条又は附則第3条の規定の適用により本給月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う職務の級）

第9条 当分の間、次の各号に掲げる職員であって就業規則第39条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第39条の3の規定により延長された期間を含む。）に同規則同条同項に規定する管理監督職から管理監督職以外の職への降任又は転任をされた者の異動日以後の第6条に規定されている職務の級は、特段の事情がない限り次の各号に定める級とする。

- 一 研究職本給表5級以上の職員 研究職本給表4級
- 二 研究技術職本給表5級以上の職員 研究技術職本給表4級
- 三 総合職本給表7級以上の職員 総合職本給表6級
- 四 一般職本給表7級以上の職員 一般職本給表6級

2 異動期間の前日において管理監督職以外の職に就いており、且つ研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受け、職務の級が5級以上の職員の60歳に達した日後の最初の4月1日以後の職務の級は特段の事情がない限り4級とする。

3 前2項を適用された職員の降格後の号給は、昇格・昇給規程第22条の定めるところ

による。

(雑則)

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、附則第2条の規定による本給月額、附則第4条の規定による本給その他附則第2条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (令和5年9月5日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 昇格・昇給規程第27条第1項に規定する特定年齢職員が令和6年1月1日付で特例に関する運用細則第2条に基づき上級職職員に指定された場合、当該職員が55歳を超えた最初の1月1日から令和5年12月31日の期間のうち別途理事長が認めた期間にある1月1日(以下「昇給日」という。)に昇給させようとするために決定された同規程同条同項各号に規定する昇給区分に応じ、各年の昇給日に当該昇給日時点において研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であったもの及び総合職本給表又は一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であったものは同規程同条同項に規定する「特定職員」として、研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下であったもの及び総合職本給表又は一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下であったものは同規程同条同項に規定する「一般職員」として、同規程別表第8の職員昇給号給数表に定める号給数を昇給したと仮定した場合の昇給日における職務の級及び号給(以下「仮定号給」という。)に基づいた本給の額(以下「仮定本給月額」という。)から当該職員の当該昇給日時点における職務の級及び号給に基づいた本給の額を控除した額(以下「仮定本給差分月額」という。)に12を乗じて得た額(当該昇給日の属する年の10月1日付で昇格した場合については、仮定本給差分月額に9を乗じて得た額に当該10月1日の前日に仮定号給であったと仮定したとして昇格した場合の昇格・昇給規程第21条第1項に規定する職務の級及び号給に基づいた本給の額から当該昇格日時点における職務の級及び号給に基づいた本給の額を控除した額に3を乗じて得た額を加えた額 以下「各年仮定本給差分年額」という。)を昇給日毎に算出し、各年の昇給日における各年仮定本給差分年額を合計した額を一時金として支給する。

2 前項に規定されている本給の額は令和5年12月31日時点で適用されている本給表に基づく額とする。

附 則 (令和6年1月16日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(期末手当の経過措置)

第2条 第22条第2項の「100分の122.5を乗じて得た額(総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表7級以上である者又は研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者

(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)」とあるのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間においては「6月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額(総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表7級以上である者又は研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100)、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、100分の105)」とする。

(勤勉手当の経過措置)

第3条 第25条第2項の「100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)」とあるのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間においては「6月に支給する場合には100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては100分の125)」とする。

附 則(令和6年2月13日)

この規程は、令和6年2月13日から施行する。

附 則(令和6年6月4日)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和6年6月25日)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和7年2月20日)

(施行期日)

第1条 第1条 この規程は、令和7年2月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この規程による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程(以下この条において「パーマネント職員給与規程」という。)の規定を適用する場合には、この規程による改正前のパーマネント職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後のパーマネント職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の経過措置)

第3条 第22条第2項の「100分の125を乗じて得た額(総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表7級以上である者又は研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105)」とあるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては「6月に支給する場合には100分の122.5を乗じて得た額(総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表若しくは上級一般職本給表7級以上である者又は研究職本給表、研究技術

職本給表、上級研究職本給表若しくは上級研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）」とする。

（勤勉手当の経過措置）

第4条 第25条第2項の「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とあるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定幹部職員にあっては100分の127.5）」とする。

附 則（令和7年3月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表、上級研究技術職本給表、総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもののうち、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員の切替日における号給（附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日に受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて、附則別表の新号給欄に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第3条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究職5級職員等」という。）に対しては」と、同条第2項中「5 重度心身障害者」とあるのは

「5 重度心身障害者

6 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究職5級職員等」という。）」とあるのは「研究職5級職員等」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における扶養手当の支給については、この規程による改正後の第10条の規定にかかわらず、次条の規定を適用する。

第5条 新たに職員となった者に扶養親族（研究職6級職員等にあつては扶養親族たる子、研究職5級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に限る。）がある場合、研究職6級職員等から研究職5級職員等となった職員に扶養親族たる父母等がある場合、研究職6級職員等から研究職本給表、研究技術職本給表、上級研究職本給表又は上級研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下であるもの及び総合職本給表、一般職本給表、上級総合職本給表又は上級一般職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの（以下「研究職4級以下職員等」という。）となった職員に扶養親族たる配偶者若しくは父母等がある場合、研究職5級職員等から研究職4級以下職員等となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合及び研究職5級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第9条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究職6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合又は研究職5級職員等に扶養親族たる配偶者たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（研究職6級職員等にあつては扶養親族たる子、研究職5級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、研究職6級職員等から研究職5級職員等となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職5級職員等となった日、研究職6級職員等から研究職4級以下職員等となった職員に扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職4級以下職員等となった日、研究職5級職員等から研究職4級以下職員等となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職4級以下職員等となった日、職員に扶養親族（研究職6級職員等にあつては扶養親族たる子、研究職5級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては当該職員が退職し、又は死亡した日、研究職4級以下職員等から

研究職 6 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職 6 級職員等となった日、研究職 4 級以下職員等から研究職 5 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職 5 級職員等となった日、研究職 5 級職員等から研究職 6 級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究職 6 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究職 6 級職員等にあつては扶養親族たる子、研究職 5 級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号（扶養親族たる配偶者に係る部分に限る。）に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究職 6 級職員等にあつては扶養親族たる子、研究職 5 級職員等にあつては扶養親族たる子及び扶養親族たる父母等に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある研究職 6 級職員等が研究職 5 級職員等となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある研究職 6 級職員等が研究職 4 級以下職員等となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもの若しくは扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある研究職 5 級職員等又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある研究職 5 級職員等が研究職 4 級職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者で第 1 項の規定による届出に係るもの又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある研究職 4 級以下職員等が研究職 6 級職員等となった場合
 - 七 扶養親族たる父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養家族たる子で

同項の規定による届出に係るものがある研究職5級職員等が研究職6級職員等となった場合

八 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもの若しくは扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある研究職4級以下職員等又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある研究職4級以下職員等が研究職5級職員等となった場合

九 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

別表第1 研究職本給表(第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		
47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		
58	271,200	318,000	388,900			
59	271,800	318,400	389,600			
60	272,400	318,800	390,300			
61	273,000	319,200	390,900			
62	273,600	319,800	391,600			
63	274,200	320,400	392,300			
64	274,800	321,000	393,000			
65	275,400	321,500	393,700			
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			
69	277,800	323,800	396,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500				
83	287,200	333,200				
84	287,800	333,800				
85	288,400	334,300				
86	289,100	334,800				
87	289,800	335,200				
88	290,400	335,600				
89	291,000	335,900				
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第2 研究技術職本給表(第5条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	
15	208,600	265,100	349,900	395,900		
16	210,400	267,300	350,900	397,400		
17	212,100	269,500	352,000	398,900		
18	213,900	271,900	353,300	400,500		
19	215,700	274,300	354,500	402,100		
20	217,500	276,700	355,700	403,800		
21	219,300	279,000	356,900	405,000		
22	221,100	281,100	358,000	406,400		
23	222,800	283,200	359,100	407,800		
24	224,500	285,200	360,200	409,100		
25	226,200	287,200	361,300	410,400		
26	228,300	289,100	362,300	411,700		
27	230,200	291,000	363,300	413,200		
28	232,100	292,900	364,300	414,700		
29	234,000	294,800	365,200	415,900		
30	235,100	296,300	366,100	417,100		
31	236,200	297,800	366,900	418,700		
32	237,300	299,300	367,700	420,200		
33	238,700	300,800	368,400	421,500		
34	240,200	302,300	369,200	422,900		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	241,700	303,800	370,000	424,300		
36	243,200	305,200	370,800	425,700		
37	244,700	306,600	371,600	427,100		
38	246,300	307,500	372,400	428,500		
39	247,900	308,400	373,200	429,900		
40	249,500	309,300	374,000	431,300		
41	251,100	310,100	374,800	432,400		
42	252,600	310,600	376,100	433,700		
43	254,100	311,100	377,400	435,100		
44	255,600	311,600	378,600	436,400		
45	257,100	312,100	379,300	437,200		
46	258,400	312,600	380,300	438,000		
47	259,600	313,100	381,100	438,900		
48	260,800	313,600	381,800	439,800		
49	262,000	314,000	382,500	440,600		
50	263,100	314,500	383,200	441,400		
51	264,200	315,000	383,900	442,000		
52	265,300	315,500	384,600	442,800		
53	266,400	315,900	385,200	443,200		
54	267,500	316,400	385,900	443,800		
55	268,500	316,800	386,700	444,300		
56	269,500	317,200	387,500	444,800		
57	270,500	317,600	388,100	445,300		
58	271,200	318,000	388,900			
59	271,800	318,400	389,600			
60	272,400	318,800	390,300			
61	273,000	319,200	390,900			
62	273,600	319,800	391,600			
63	274,200	320,400	392,300			
64	274,800	321,000	393,000			
65	275,400	321,500	393,700			
66	276,000	322,100	394,300			
67	276,600	322,700	394,900			
68	277,200	323,300	395,600			
69	277,800	323,800	396,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
70	278,500	324,400	396,800			
71	279,200	325,000	397,400			
72	279,900	325,600	398,000			
73	280,500	326,100	398,500			
74	281,200	326,800	399,100			
75	281,900	327,500	399,700			
76	282,600	328,200	400,200			
77	283,200	328,900	400,700			
78	283,900	329,600	401,200			
79	284,600	330,300	401,700			
80	285,200	331,000	402,400			
81	285,800	331,700	402,800			
82	286,500	332,500				
83	287,200	333,200				
84	287,800	333,800				
85	288,400	334,300				
86	289,100	334,800				
87	289,800	335,200				
88	290,400	335,600				
89	291,000	335,900				
90	291,700	336,400				
91	292,400	336,800				
92	293,000	337,200				
93	293,600	337,500				
94	294,300	337,900				
95	294,900	338,300				
96	295,500	338,700				
97	295,800	339,200				
98	296,400	339,700				
99	297,000	340,200				
100	297,500	340,700				
101	298,000	341,200				
102	298,400	341,700				
103	298,800	342,200				
104	299,200	342,700				

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
105	299,600	343,100				
106	300,100	343,500				
107	300,600	344,000				
108	300,900	344,400				
109	301,100	344,900				
110	301,500	345,300				
111	301,800	345,700				
112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第3 総合職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第4 一般職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第5 上級研究職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	4級 本給月額(円)	5級 本給月額(円)	6級 本給月額(円)
1	376,000	446,500	552,600
2	377,400	456,400	559,800
3	378,800	465,800	565,100
4	380,200	475,700	569,600
5	381,600	485,300	573,600
6	383,000	495,100	576,600
7	384,400	504,000	578,800
8	385,800	511,900	580,800
9	387,200	519,700	
10	388,700	526,800	
11	390,100	532,100	
12	391,500	536,600	
13	392,900	539,600	
14	394,400	541,600	
15	395,900		
16	397,400		
17	398,900		
18	400,500		
19	402,100		
20	403,800		
21	405,000		
22	406,400		
23	407,800		
24	409,100		
25	410,400		
26	411,700		
27	413,200		
28	414,700		
29	415,900		
30	417,100		
31	418,700		
32	420,200		
33	421,500		
34	422,900		

職務の級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	424,300		
36	425,700		
37	427,100		
38	428,500		
39	429,900		
40	431,300		
41	432,400		
42	433,700		
43	435,100		
44	436,400		
45	437,200		
46	438,000		
47	438,900		
48	439,800		
49	440,600		
50	441,400		
51	442,000		
52	442,800		
53	443,200		
54	443,800		
55	444,300		
56	444,800		
57	445,300		

別表第6 上級研究技術職本給表(第5条関係)

職務の級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	376,000	446,500	552,600
2	377,400	456,400	559,800
3	378,800	465,800	565,100
4	380,200	475,700	569,600
5	381,600	485,300	573,600
6	383,000	495,100	576,600
7	384,400	504,000	578,800
8	385,800	511,900	580,800
9	387,200	519,700	
10	388,700	526,800	
11	390,100	532,100	
12	391,500	536,600	
13	392,900	539,600	
14	394,400	541,600	
15	395,900		
16	397,400		
17	398,900		
18	400,500		
19	402,100		
20	403,800		
21	405,000		
22	406,400		
23	407,800		
24	409,100		
25	410,400		
26	411,700		
27	413,200		
28	414,700		
29	415,900		
30	417,100		
31	418,700		
32	420,200		
33	421,500		
34	422,900		

職務の級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	424,300		
36	425,700		
37	427,100		
38	428,500		
39	429,900		
40	431,300		
41	432,400		
42	433,700		
43	435,100		
44	436,400		
45	437,200		
46	438,000		
47	438,900		
48	439,800		
49	440,600		
50	441,400		
51	442,000		
52	442,800		
53	443,200		
54	443,800		
55	444,300		
56	444,800		
57	445,300		

別表第7 上級総合職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	369,600	424,200			
11	371,200	425,700			
12	372,700	427,200			
13	374,600	428,700			
14	376,500	430,000			
15	378,400	431,300			
16	380,200	432,500			
17	381,700	433,700			
18	383,500	435,000			
19	385,200	436,300			
20	386,800	437,500			
21	388,500	438,700			
22	389,900	439,500			
23	391,300	440,300			
24	392,700	441,100			
25	394,100	441,700			
26	395,300	442,300			
27	396,500	442,900			
28	397,500	443,500			
29	398,600	444,200			
30	399,800	445,000			
31	400,900	445,400			
32	402,000	446,100			
33	402,700	446,600			
34	403,400	447,000			
35	404,100	447,400			
36	404,800	447,800			
37	405,400	448,200			
38	406,000	448,600			
39	406,500	449,000			
40	406,900	449,300			
41	407,300	449,600			
42	407,500	450,000			
43	407,800	450,300			

職務の級 号給	6級 本給月額(円)	7級 本給月額(円)	8級 本給月額(円)	9級 本給月額(円)	10級 本給月額(円)
44	408,100	450,600			
45	408,400	450,900			
46	408,700				
47	409,000				
48	409,300				
49	409,500				
50	409,800				
51	410,100				
52	410,400				
53	410,600				
54	410,900				
55	411,200				
56	411,500				
57	411,700				
58	412,000				
59	412,300				
60	412,500				
61	412,700				
62	413,000				
63	413,300				
64	413,500				
65	413,700				
66	414,000				
67	414,300				
68	414,500				
69	414,700				
70	415,000				
71	415,300				
72	415,500				
73	415,700				

別表第8 上級一般職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	369,600	424,200			
11	371,200	425,700			
12	372,700	427,200			
13	374,600	428,700			
14	376,500	430,000			
15	378,400	431,300			
16	380,200	432,500			
17	381,700	433,700			
18	383,500	435,000			
19	385,200	436,300			
20	386,800	437,500			
21	388,500	438,700			
22	389,900	439,500			
23	391,300	440,300			
24	392,700	441,100			
25	394,100	441,700			
26	395,300	442,300			
27	396,500	442,900			
28	397,500	443,500			
29	398,600	444,200			
30	399,800	445,000			
31	400,900	445,400			
32	402,000	446,100			
33	402,700	446,600			
34	403,400	447,000			
35	404,100	447,400			
36	404,800	447,800			
37	405,400	448,200			
38	406,000	448,600			
39	406,500	449,000			
40	406,900	449,300			
41	407,300	449,600			
42	407,500	450,000			
43	407,800	450,300			

職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
44	408,100	450,600			
45	408,400	450,900			
46	408,700				
47	409,000				
48	409,300				
49	409,500				
50	409,800				
51	410,100				
52	410,400				
53	410,600				
54	410,900				
55	411,200				
56	411,500				
57	411,700				
58	412,000				
59	412,300				
60	412,500				
61	412,700				
62	413,000				
63	413,300				
64	413,500				
65	413,700				
66	414,000				
67	414,300				
68	414,500				
69	414,700				
70	415,000				
71	415,300				
72	415,500				
73	415,700				

別表第10 地域手当（第11条関係）

都道府県	在勤地	支給割合
宮城県	仙台市	100分の7
茨城県	鹿嶋市	100分の3
東京都	特別区	100分の20
	武蔵野市	100分の16
	小金井市	100分の15
神奈川県	横須賀市	100分の11
京都府	相楽郡精華町	100分の7
大阪府	大阪市	100分の16
	吹田市	100分の14
兵庫県	神戸市	100分の11

備考：この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第3条関係）

本給表	旧級	新級	
研究職本給表	5級	5級	
		6級	
総合職本給表	1級	1級	
	2級		
	3級	2級	
	4級	3級	
	5級		
	6級	4級	
	7級	5級	
	8級	6級	
	9級	7級	
	10級	8級	
	11級		9級
			10級

附則別表第2 新号給（附則第4条関係）

研究職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9

7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36

	1 2 月以上	49	49	45	37
14	3 月未滿	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	39
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	52	44
	1 2 月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	56	48
	1 2 月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	60	52
	1 2 月以上	65	65	61	53
18	3 月未滿	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	64	56
	1 2 月以上	69	69	65	57
19	3 月未滿	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72	68	60
	1 2 月以上	73	73	69	61
20	3 月未滿	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76	72	64

	1 2 月以上	77	77	73	65
21	3 月未滿	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80	76	68
	1 2 月以上	81	81	77	69
22	3 月未滿	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未滿	83	83	79	71
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84	80	72
	1 2 月以上	85	85	81	73
23	3 月未滿	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未滿	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未滿	87	87	83	73
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88	84	73
	1 2 月以上	89	89	85	73
24	3 月未滿	89	89	85	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	86	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	87	
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	88	
	1 2 月以上	93	93	89	
25	3 月未滿	93	93	89	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	89	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	89	
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	89	
	1 2 月以上	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97		
	3 月以上 6 月未滿	98	98		
	6 月以上 9 月未滿	99	99		
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100		
	1 2 月以上	101	101		
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104		

	1 2 月以上	105	105		
28	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		
	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108		
	1 2 月以上	109	109		
29	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 1 2 月未滿	112	112		
	1 2 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113			
	3 月以上 6 月未滿	114			
	6 月以上 9 月未滿	115			
	9 月以上 1 2 月未滿	116			
	1 2 月以上	117			
31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上 1 2 月未滿	120			
	1 2 月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上 1 2 月未滿	121			
	1 2 月以上	121			

総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		

21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						

28	3月未満			109	81							
	3月以上6月未満			110	82							
	6月以上9月未満			111	83							
	9月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3月未満			113								
	3月以上6月未満			114								
	6月以上9月未満			115								
	9月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3月未満			117								
	3月以上6月未満			118								
	6月以上9月未満			119								
	9月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
31	3月未満			121								
	3月以上6月未満			122								
	6月以上9月未満			123								
	9月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3月未満			125								
	3月以上6月未満			125								
	6月以上9月未満			125								
	9月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

附則別表第3 新号給（附則第4条関係）

旧級が研究職本給表の5級である職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間		
1	3月未満	5級	6級
	3月以上6月未満	5級	6級
	6月以上9月未満	5級	6級
	9月以上12月未満	5級	6級
	12月以上	5級	6級
2	3月未満	5級	6級
	3月以上6月未満	5級	6級
	6月以上9月未満	5級	6級
	9月以上12月未満	5級	6級
	12月以上	5級	6級
3	3月未満	5級	6級
	3月以上6月未満	5級	6級
	6月以上9月未満	5級	6級
	9月以上12月未満	5級	6級
	12月以上	5級	6級
4	3月未満	5級	6級
	3月以上6月未満	5級	6級
	6月以上9月未満	5級	6級
	9月以上12月未満	5級	6級
	12月以上	5級	6級
5	3月未満	5級	6級
	3月以上6月未満	5級	6級
	6月以上9月未満	5級	6級
	9月以上12月未満	5級	6級
	12月以上	5級	6級

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1

18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新級		
	経過期間		
1	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	9級	10級
	6月以上9月未満	9級	10級
	9月以上12月未満	9級	10級
	12月以上	9級	10級
2	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	9級	10級
	6月以上9月未満	9級	10級
	9月以上12月未満	9級	10級
	12月以上	9級	10級
3	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	9級	10級
	6月以上9月未満	9級	10級
	9月以上12月未満	9級	10級
	12月以上	9級	10級
4	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	9級	10級
	6月以上9月未満	9級	10級
	9月以上12月未満	9級	10級
	12月以上	9級	10級
5	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	9級	10級
	6月以上9月未満	9級	10級
	9月以上12月未満	9級	10級
	12月以上	9級	10級

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第1 地域手当(附則第2条関係)

都道府県	在勤地	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6
茨城県	つくば市	100分の15
	ひたちなか市	100分の6
	鹿嶋市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	小金井市	100分の13
神奈川県	横須賀市	100分の10
京都府	相楽郡精華町	100分の5
大阪府	大阪市	100分の15.5
	吹田市	100分の12
兵庫県	神戸市	100分の10.5

備考：この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表

イ 研究職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

ロ 研究技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

ハ 総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		

旧号給	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					

職務の級								
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ニ 一般職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		

旧号給	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					

職務の級								
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ホ 上級研究職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	4級	5級	6級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	2
12	1	1	2
13	1	1	2
14	1	1	3
15	1	1	3
16	1	1	3
17	1	1	3
18	2	1	3
19	3	1	4
20	4	1	4
21	5	2	4
22	6	2	
23	7	2	
24	8	2	
25	9	3	
26	10	3	
27	11	3	
28	12	3	
29	13	4	
30	14	4	
31	15	4	
32	16	4	
33	17	5	
34	18	5	
35	19	5	
36	20	5	

旧号給	4級	5級	6級
37	21	6	
38	22	6	
39	23	6	
40	24	6	
41	25	7	
42	26	7	
43	27	7	
44	28	7	
45	29	8	
46	30	8	
47	31	8	
48	32	8	
49	33	8	
50	34	9	
51	35	9	
52	36	9	
53	37	9	
54	38	9	
55	39	9	
56	40	10	
57	41	10	
58	42	10	
59	43	10	
60	44	10	
61	45	10	
62	46	10	
63	47	11	
64	48	11	
65	49	11	
66	50	11	
67	51	11	
68	52	11	
69	53	11	
70	54	12	
71	55	12	
72	56	12	
73	57	12	

へ 上級研究技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	4級	5級	6級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	2
12	1	1	2
13	1	1	2
14	1	1	3
15	1	1	3
16	1	1	3
17	1	1	3
18	2	1	3
19	3	1	4
20	4	1	4
21	5	2	4
22	6	2	
23	7	2	
24	8	2	
25	9	3	
26	10	3	
27	11	3	
28	12	3	
29	13	4	
30	14	4	
31	15	4	
32	16	4	
33	17	5	
34	18	5	
35	19	5	
36	20	5	

旧号給	4級	5級	6級
37	21	6	
38	22	6	
39	23	6	
40	24	6	
41	25	7	
42	26	7	
43	27	7	
44	28	7	
45	29	8	
46	30	8	
47	31	8	
48	32	8	
49	33	8	
50	34	9	
51	35	9	
52	36	9	
53	37	9	
54	38	9	
55	39	9	
56	40	10	
57	41	10	
58	42	10	
59	43	10	
60	44	10	
61	45	10	
62	46	10	
63	47	11	
64	48	11	
65	49	11	
66	50	11	
67	51	11	
68	52	11	
69	53	11	
70	54	12	
71	55	12	
72	56	12	
73	57	12	

ト 上級総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	2
12	1	1	1	1	2
13	1	1	1	1	2
14	2	1	1	1	3
15	3	1	1	1	3
16	4	1	1	1	3
17	5	1	1	1	3
18	6	2	1	2	3
19	7	3	1	2	4
20	8	4	1	2	4
21	9	5	1	2	4
22	10	6	1	2	
23	11	7	1	3	
24	12	8	2	3	
25	13	9	2	3	
26	14	10	2	3	
27	15	11	2	4	
28	16	12	3	4	
29	17	13	3	4	
30	18	14	3	4	
31	19	15	3	5	
32	20	16	3	5	
33	21	17	3	5	
34	22	18	4	5	
35	23	19	4	6	
36	24	20	4	6	
37	25	21	4	6	
38	26	22	4	6	
39	27	23	4	6	
40	28	24	4	7	
41	29	25	4	7	
42	30	26	5		

旧号給	6級	7級	8級	9級	10級
43	31	27	5		
44	32	28	5		
45	33	29	5		
46	34	30			
47	35	31			
48	36	32			
49	37	33			
50	38	34			
51	39	35			
52	40	36			
53	41	37			
54	42	38			
55	43	39			
56	44	40			
57	45	41			
58	46	42			
59	47	43			
60	48	44			
61	49	45			
62	50				
63	51				
64	52				
65	53				
66	54				
67	55				
68	56				
69	57				
70	58				
71	59				
72	60				
73	61				
74	62				
75	63				
76	64				
77	65				
78	66				
79	67				
80	68				
81	69				
82	70				
83	71				
84	72				

チ 上級一般職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	2
12	1	1	1	1	2
13	1	1	1	1	2
14	2	1	1	1	3
15	3	1	1	1	3
16	4	1	1	1	3
17	5	1	1	1	3
18	6	2	1	2	3
19	7	3	1	2	4
20	8	4	1	2	4
21	9	5	1	2	4
22	10	6	1	2	
23	11	7	1	3	
24	12	8	2	3	
25	13	9	2	3	
26	14	10	2	3	
27	15	11	2	4	
28	16	12	3	4	
29	17	13	3	4	
30	18	14	3	4	
31	19	15	3	5	
32	20	16	3	5	
33	21	17	3	5	
34	22	18	4	5	
35	23	19	4	6	
36	24	20	4	6	
37	25	21	4	6	
38	26	22	4	6	
39	27	23	4	6	
40	28	24	4	7	
41	29	25	4	7	
42	30	26	5		

旧号給	6級	7級	8級	9級	10級
43	31	27	5		
44	32	28	5		
45	33	29	5		
46	34	30			
47	35	31			
48	36	32			
49	37	33			
50	38	34			
51	39	35			
52	40	36			
53	41	37			
54	42	38			
55	43	39			
56	44	40			
57	45	41			
58	46	42			
59	47	43			
60	48	44			
61	49	45			
62	50				
63	51				
64	52				
65	53				
66	54				
67	55				
68	56				
69	57				
70	58				
71	59				
72	60				
73	61				
74	62				
75	63				
76	64				
77	65				
78	66				
79	67				
80	68				
81	69				
82	70				
83	71				
84	72				
85	73				